

平成31年2月19日

〒100-0004

東京都千代田区大手町2-6-1

朝日生命大手町ビル

一般社団法人全国銀行協会 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

要 請 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、銀行が消費者と締結するカードローン契約においては、相続の開始を期限の利益の喪失事由として規定している条項が存在することがありますが、以下のとおり、当該条項は消費者契約法に抵触している可能性があります。

すなわち、民法では、期限の利益について、同法第136条第1項が「期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。」と規定しており、同法第137条では、「相続の開始があったとき」は期限の利益の喪失事由とはされておられません。そして、民法第896条本文は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と規定しており、相続が開始した場合、被相続人の債務は性質を変えずに相続人に承継されるのが原則となっています。ところが、現行のカードローン契約の多くでは、「相続の開始があったとき」に、相続人の期限の利益を一律に喪失させることとされており、民法が適用された場合と比して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項となっております。

上記のような条項が適用された場合、相続した債務を当初の約定の期限どおりであれば分割して返済ができたものの、一括では返済ができない相続人にとっては酷な結論となります。例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産が存在しないような場合に銀行が一括返済を迫れば、相続人は相続放棄や限定承認せざるを得なくなります。また、相続放棄等をせずに済んだとしても、相続の開始によって、

相続人は期限の利益を喪失しますので、約定利息よりも相当高い遅延損害金の支払義務が生じることになります。

債務者の死亡によって、債務者の信用に変化が生じますが、資産や返済能力が増加する場合がありますから、必ずしも一律に信用が低下するわけではありません。この点からしても、一律に期限の利益を喪失させるのは不合理です。また仮に、信用が低下したとしても、当初期限どおりに返済がなされていれば銀行にとって不利益はありませんし、万が一返済が遅れた場合には、返済の遅れを理由とした期限の利益喪失条項によって、銀行は通常一括返済を求められますから、当該条項がなくとも、銀行には不都合がほとんどありません。

以上の検討からすれば、「相続の開始があったとき」に期限の利益を失わせる条項は、銀行においては、相続人に対して一括返済を求めることを可能にし、しかも利息よりも相当高い遅延損害金の請求を可能にするという利益が生じる一方で、カードローン利用者である消費者においてのみ予期せぬ多大な不利益を与えるものであって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法第10条により、無効といえます。

現在、当法人は、中部地方の複数の銀行に対して、消費者との間のカードローン契約において、相続が開始したことを期限の利益の喪失事由とする条項を削除するよう是正の申入れを行っております。また、当団体の申入れに先立って、認定NPO法人適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者機構日本が、株式会社みずほ銀行や株式会社三井住友銀行に対して削除の申入れをしており、両行は既に当該条項を削除したカードローン規定の使用を開始しています。

貴協会におかれましては、適格消費者団体が金融機関に対し、相続が開始したことを期限の利益の喪失事由とする条項を削除するよう是正の申入れを行っている現状を周知するなどし、会員である銀行に対して、消費者保護の観点から、当該条項を削除したカードローン規定を使用するように勧めていただきたく存じます。

本要請に対する貴協会の見解や対応につきましては、平成31年3月19日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本要請の内容、本要請に対する貴社の御回答の有無、内容及び本要請以降の経緯・内容等については、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただきますことがあります。

敬具